

# アスベストはありませんか？

## アスベスト対策補助に関するQ&A

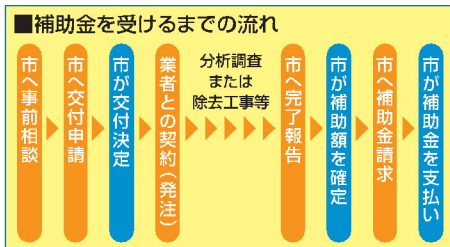
**Q1. 分析調査や工事を行う業者は指定されていますか？**  
**A1.** 業者の指定はありません。ただし、分析調査については、社団法人日本作業環境測定協会が公表している「石棉含有の有無の判定及び石棉の含有率の判定が可能な石棉含有率分析可能機関」が行うことが必要です。  
 詳しくは協会のホームページをご覧くださいか、市にお問い合わせください。

**Q2. 外壁のスレート波板にアスベストが使用されているようなのですが、補助を受けられますか？**  
**A2.** アスベストを含んだ固形状の建材（スレート波板、けい酸カルシウム板など）は、壁材・屋根材・天井材等として使用されていることがありますが、通常の使用状態ではアスベストが飛散する可能性は低いと考えられますので、補助の対象としていません。



**Q3. 市内に建築物を所有していますが、市外に居住しています。補助を受けられますか？**  
**A3.** 受けられます。例えば、市外に居住する方が市内に所有している建築物を貸している場合に、分析調査や除去等工事を行えば補助を受けることができます。

**Q4. 申請はどうすればいいですか？**  
**A4.** まずは北九州市建築指導課へご相談ください。（概要は本市のホームページでもご覧いただけます。）既に契約済みの方は対象外です。補助を受ける場合は、必ず市の交付決定を受けた後に契約してください。



**Q5. 申請書類などは、どこで入手できますか？**  
**A5.** 本市のホームページでダウンロードできます。また、市役所本庁舎13階の建築指導課でもお渡ししています。

補助金の「代理受領制度」もご利用いただけます。詳しくは市ホームページまたは窓口までお問合わせ下さい。

この印刷物は、印刷・刷りかき・リサイクルできます。

**リサイクル適性**

## 法によるアスベスト規制

- 建築基準法
  - アスベストによる健康被害を防止するため、吹付けアスベスト、アスベスト含有吹付けロックウール等飛散のおそれのあるものについて使用等を規制しています。
  - ①増改築時における除去等を義務付け
  - ②アスベストの飛散のおそれのある場合に勧告・命令等を実施
  - ③報告聴取・立入検査を実施
  - ④定期報告制度による閲覧の実施

- 大気汚染防止法
  - アスベストを使用している建築物（オフィスビル、集合住宅等）、工作物（工場のプラント等）について、解体等の作業時における都道府県知事への事前届出、飛散防止対策の実施を義務づけています。

- 廃棄物処理法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）
  - アスベスト廃棄物は法定定める基準に従い、適正に処理をする必要があります。
  - また、今後大量に発生するであろうアスベスト廃棄物について、熔融などの高度処理による無害化処理を促進するため、個々の事業について国が認定を行い、処理を行うことを可能とする特例制度を設けています。

アスベスト対策を  
早急に進めましょう！



お問い合わせ  
**北九州市建築都市局建築指導課**  
 〒803-8501 北九州市小倉北区内1番1号  
**TEL.093-582-2531**  
<http://www.city.kitakyushu.lg.jp/>

北九州市 アスベスト 補助

## 北九州市民間建築物 吹付けアスベスト除去工事等補助事業

# 大丈夫ですか？ アスベスト対策



北九州市

No. 201500020号  
このパンフレットは令和2年4月1日現在のものです。内容等については、予告なく変更する場合があります。